

「行政法研修」

福岡大学法科大学院 名前 村上 英明

23 年間勤務した佐賀大学経済学部を退職後、2004（平成 16）年から福岡大学法科大学院で将来弁護士など実務法曹（その前提として司法試験の合格）を目指す学生の教育に当たっています。佐賀大学在職中のご縁で、特に佐賀市と伊万里市においては、情報公開条例と個人情報保護条例の制定に携わったことから、現在も両市において両制度の審査会の委員を務めさせていただいています。法科大学院の教育は、学部教育が授業で勉強したことをしっかり覚え（暗記）させ、試験でその知識を正確に答案用紙に書き込むことを可能にすることで一応足りる（単位が取得できる）のとは異なり、知識を覚えていることだけでは足りず、それをいかに使うかを考えさせる能力を養成することを主眼としています。すなわち、実際の事例の中にどのような法的問題があるかを発見し、その問題を自らが持っている知識やその他の情報を使ってどのように解決する（説得力を持って説明する）かを自分で考えることができるようになることを目標としています。自治体行政の現場で働いている皆さんについても同様のことが言えると思います。ルーティン的な問題であれば持ち前の知識や経験に基づいて解決することができても、イレギュラーな問題が発生した場合、それを知識と経験の単純な当てはめだけでは、解決はなかなか困難です。同僚や上司に相談して解決を図る手もありますが、まずは、自分で解決策を考えることが肝要です。その際のポイントは、問題となっている部分（適用条文）だけを見て解決しようとするのではなく、その事務（法令）全体の趣旨・目的を確認して、一段上から広い視野でその問題を眺めてみることで、この研修は、ケーススタディを中心とし、具体的な事例の中に含まれる法的問題の解決を検討することを通じて、皆さんが一見して解決困難そうな法的問題を自分で考えてみようとする姿勢を持つ契機を提供することができれば幸いです。情報公開制度および個人情報保護制度において開示の可否や例外利用（目的外利用と外部提供）の適否を判断してもらう事例を中心にプログラムを組んでいますので、これらの制度に係る問題を現実には抱えている方はご遠慮なくその問題を提示してください。一緒に解決の道を探りたいと思います。



昭和 28 年山口市生まれ（69 歳）。昭和 56 年 3 月九州大学法学研究科博士課程中退、昭和 56 年 4 月佐賀大学経済学部講師、同助教授・教授を経て、平成 16 年 4 月福岡大学法科大学院教授（現在に至る）。専門は憲法・地方自治法。博士（法学）。九州地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会、福岡県個人情報保護審議会、糸島市入札監視委員会・職員倫理審査会、小郡市コンプライアンス委員会、佐賀市・伊万里市・筑紫野市・小郡市・糸島市などの情報公開審査会・個人情報保護審査会等の委員を兼任。